

狛江市情報システム標準化の基本方針(案)

令和5年8月 狛江市

<目次>

第1 はじめに	… 3
第2 国の基幹業務システムの統一・標準化の考え方	… 6
第3 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の推進のために 政府が実施すべき施策に関する基本的な方針	…16
第4 狛江市における標準化の推進	… 18

第1 はじめに

国は国民が行政手続において情報通信技術の便益を享受できる環境を整備するとともに、情報通信技術の効果的な活用により持続可能な行政運営を確立することが国及び地方公共団体の喫緊の課題であるとして、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(以下「標準化法」)」第5条第1項に基づき、地方公共団体情報システムの標準化の推進を図るための基本的な方針として、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」を令和4年11月に策定しました。

狛江市もこれに基づき、市の情報システムの標準化の推進を図るための基本的な方針として、「狛江市情報システム標準化の基本方針」を策定します。

第1 はじめに

狛江市として何をしなければならないのか？

令和7年度末(令和8年3月31日)までに

①国が示した標準仕様書に基づき**基幹20業務**のシステムの標準化(シフト)を実施する【**必須**】

②国が用意する「ガバメントクラウド」へのシステムの移行(リフト)を実施する【**努力義務**】

第1 はじめに

対象となる20業務の担当は何をすれば良いのか？

- ①標準化法で示されている統一・標準化の理念を理解すること
- ②国が示した標準仕様書の確認
- ③現行の事務と標準仕様書の差異の確認
- ④差異の対応の検討
- ⑤担当ベンダとの調整
- ⑥予算化
- ⑦システムの調達

第2 国の基幹業務システムの統一・標準化の考え方

我が国は、行政サービスの多くを地方公共団体が提供しており、それらを支える地方公共団体の基幹業務システムは、これまで、地方公共団体が個別に開発しカスタマイズしてきた結果として、次のような課題を抱えている。

- ①維持管理や制度改正時の改修等において地方公共団体は個別対応を余儀なくされ負担が大きいこと
- ②情報システムの差異の調整が負担となり、クラウド利用が円滑に進まないこと
- ③住民サービスを向上させる最適な取組を迅速に全国へ普及させることが難しいこと



法令によって統一・標準化を規定

地方公共団体に対し、標準化基準に適合する基幹業務システムの利用を義務付け、基幹業務システムについては、全ての地方公共団体が官民データ活用推進基本法第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術に係るサービスを利用することができるようにするため、国によって環境が整備される「ガバメントクラウド」を利用することを努力義務とする標準化法が令和3年5月に成立し、標準化法に基づき、地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化を推進する。

第2 国の基幹業務システムの統一・標準化の考え方

具体的には？

- ①国は、地方公共団体や基幹業務システムを提供する事業者の意見を丁寧に聴き、標準化対象事務を処理するシステムについての標準化基準の策定及び変更を行う
- ②地方公共団体又は標準準拠システム等を提供する事業者にガバメントクラウドを利用させる
- ③地方公共団体は、自ら又は事業者がガバメントクラウド上に構築する標準準拠システムを利用する
- ④地方公共団体は、独自施策等を講ずるため、当該地方公共団体が保有する標準準拠システムで利用する標準化されたデータを、必要なサービスを提供するためのシステムに利用することができる



国は地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の取組により、地方公共団体が情報システムを個別に開発することによる**人的・財政的負担を軽減**し、地域の実情に即した住民サービスの向上に注力できるようにするとともに、**新たなサービスの迅速な展開を可能**とすることを目指している。

第2 国の基幹業務システムの統一・標準化の考え方

国における地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の目標

- ①標準化基準の策定による地方公共団体におけるデジタル基盤の整備
- ②競争環境の確保
- ③システムの所有から利用へ
- ④迅速で柔軟なシステムの構築
- ⑤標準準拠システムへの円滑な移行とトータルデザインの実現

第2 国の基幹業務システムの統一・標準化の考え方

①標準化基準の策定による地方公共団体におけるデジタル基盤の整備

デジタル3原則に基づく業務改革(BPR)やデジタル処理を前提とした地方公共団体のベストプラクティスについて、その内容を反映した業務フローを基に標準化基準を策定又は変更することで、地方公共団体におけるデジタル化の基盤を整備する。

第2 国の基幹業務システムの統一・標準化の考え方

②競争環境の確保

- ・機能要件等の仕様の標準化とガバメントクラウドの活用により、アプリケーションレベルにおける複数の事業者による競争環境を確保する
- ・データ要件・連携要件に関する標準化基準への適合性を確実に担保することにより、他事業者への移行をいつでも可能とする競争環境を適切に確保する
- ・ガバメントクラウドを活用することにより、スタートアップや地方の事業者も含め、各事業者において、自らクラウド基盤を整備することなく自社が開発したシステムを全国展開する機会を得る
- ・標準準拠システムの構築環境として複数のクラウドサービスから事業者が選択可能な状態(マルチクラウド環境)を整備することにより、クラウドサービス提供事業者間の競争環境を確保し、クラウドロックインを防止するとともに、高い水準のセキュリティを担保しつつ、経済性の高いガバメントクラウドサービスを提供する



事業者の競争環境を確保し、ベンダロックインを回避する

第2 国の基幹業務システムの統一・標準化の考え方

③システムの所有から利用へ

ガバメントクラウドを活用することで、地方公共団体が従来のようにサーバ等のハードウェアやOS・ミドルウェア・アプリケーション等のソフトウェアを自ら整備・管理する負担を軽減する。その上で、こうした負担を含めた業務全体に係るコストを抑え、削減することができた人的・財政的なリソースを、住民に寄り添って、真にサービスを必要とする住民に手を差し伸べるために必要な業務や、地域の実情に即した企画立案業務等本来職員が行うべき業務に注力できるようにする。

第2 国の基幹業務システムの統一・標準化の考え方

④迅速で柔軟なシステムの構築

●制度改正や突発的な行政需要への緊急的な対応等のために標準準拠システムを改修する必要がある場合には、当該法令の施行や緊急対応サービスの開始時期に間に合うよう、国が標準化基準を策定又は変更することで、地方公共団体が個別に対応する負担を軽減するとともに、当該改修の範囲を最小限にし、かつ、迅速に改修を行えるようにする。このため、次の点を念頭に置いてシステム構築を図る。

①標準準拠システムを、モダンアプリケーション(アプリケーションをサービス単位で疎結合(結合される各情報システムの独立性が高く、システム機能の結合レベルが緩やかな結合)に構成し、サービス同士をAPIで連携させるような設計構造)のアーキテクチャに基づき構築する

② ガバメントクラウドのマネージドサービス等を活用する

●標準準拠システムと情報連携する標準準拠システム以外のシステムのうち、地方公共団体が条例や予算に基づいて行う独自施策を実現するためのもの(以下「独自施策システム」)や標準化対象外機能(明示的に標準化の対象外としている施策に係る機能)等を実現するためのシステムは、標準準拠システムとは別のシステムとして疎結合で構築すること等により、原則として標準準拠システムをカスタマイズしないようにする。

●各地方公共団体が、自らの判断により、標準準拠システムで利用するデータ要件・連携要件に関する標準化基準に適合したデータのうち必要なデータを活用できるようにすることで、新しい行政需要に対応するため、国又は地方公共団体がガバメントクラウド上に全国で共用可能なシステムを迅速に構築することを可能とする。

第2 国の基幹業務システムの統一・標準化の考え方

⑤標準準拠システムへの円滑な移行とトータルデザインの実現

●地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の取組については、基幹業務システムを利用する地方公共団体が、令和7年度までにガバメントクラウドを活用した標準準拠システムに移行できる環境を整備することを目標とする。

●令和5年(2023年)4月から令和8年(2026年)3月までを「移行支援期間」と位置付け、地方公共団体の基幹業務システムが、令和7年度までに、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を目指すこととし、国はそのために必要な支援を積極的に行う。

●標準準拠システムへの移行完了後に、標準化対象事務に関する情報システムの運用経費等については、平成30年度比で少なくとも3割の削減を目指すこととし、国は、デジタル3原則に基づくBPRを含めた業務全体の運用費用の適正化のための次の取組を行うことにより、当該目標の実現に向けた環境を整備する。

①トータルデザインの考え方の下で、デジタル庁が標準準拠システムの共通機能や共通部品(申請管理を含むフロントサービスとの連携機能、認証機能、文字環境の3つを候補として注力する。)を開発し、全体としてより効率的なシステム構築や運用を行うための取組を、早期に標準準拠システムに移行し当該取組に積極的に協力する市町村と段階的に実証することとする。

②ガバメントクラウド上での構築・運用を前提としたアプリケーションの開発・運用の高度化に挑戦するベンダのスキル・ノウハウを底上げするための支援を強力に行う。

③標準仕様書において標準化すべきであるがされていない機能や過剰な機能等の検証・整理や、システム連携に関する効率的な検証環境の準備を進める。

●情報システムの運用経費等の目標の達成に向けては、移行支援期間である令和7年度までの達成状況及び移行支援期間における実証等を踏まえるとともに、為替や物価などのコスト変動の外部要因も勘案する必要があることから、令和7年度までの間、必要に応じた見直しの検討と達成状況の段階的な検証を行う。

●令和7年度までに上記の取組を行うことで、国又は地方公共団体は、新たに地方公共団体の基幹業務システムのデータを活用した施策を講ずるに当たり、標準化されたデータの取り込みに対応したアプリケーションを、あらかじめガバメントクラウド上に構築することで、従来、時間と費用の両面から大きなコストが生じていた基幹業務システムからのデータの取り込みを円滑に行うことが可能となり、迅速な国民向けサービスの開始に寄与する。

●基本方針の決定後、デジタル庁は総務省とともに、全地方公共団体の移行スケジュール及び移行に当たっての課題を把握し、その解決に地方公共団体と協力して取り組むこととする。その上で、総務省はデジタル庁とともに、地方公共団体に対して必要な助言を行い、適正な費用での安全な移行が担保される計画を作成する。加えて、総務省はデジタル庁、制度所管府省及び都道府県とも連携して市区町村の進捗管理等の支援を行う。

第2 国の基幹業務システムの統一・標準化の考え方

地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化について

【デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和4年6月7日閣議決定）（抄）】

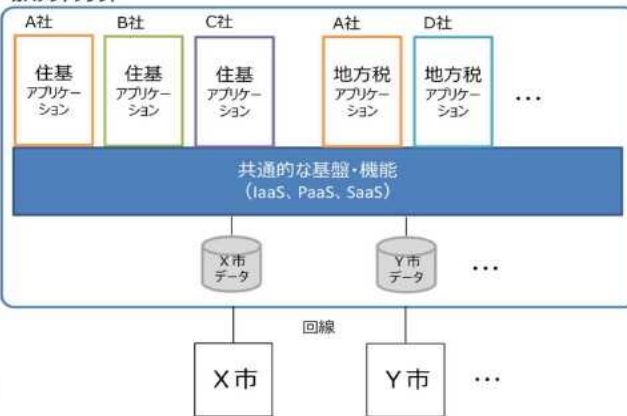
- 地方公共団体の職員が真に住民サービスを必要とする住民に手を差し伸べることができるようにする等の住民サービスの向上を目指すとともに、業務全体に係るコストを抑え、他ベンダーへの移行をいつでも可能とすることにより競争環境を適切に確保する等の行政の効率化を目指し、業務改革（BPR）の徹底を前提にして、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（略）に規定する標準化基準（略）への適合とガバメントクラウドの活用を図る、地方公共団体の基幹業務（※）等システムの統一・標準化を、地方公共団体と対話を行いながら進める。
- 基幹業務システムを利用する原則全ての地方公共団体が、目標時期である令和7年度（2025年度）までに、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ移行できるよう、その環境を整備することとし、その取組に当たっては、地方公共団体の意見を丁寧に聴いて進める。

※基幹業務：住民基本台帳、戸籍、戸籍の附票、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、印鑑登録、選挙人名簿管理、子ども・子育て支援、就学、児童手当、児童扶養手当、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理（20業務）

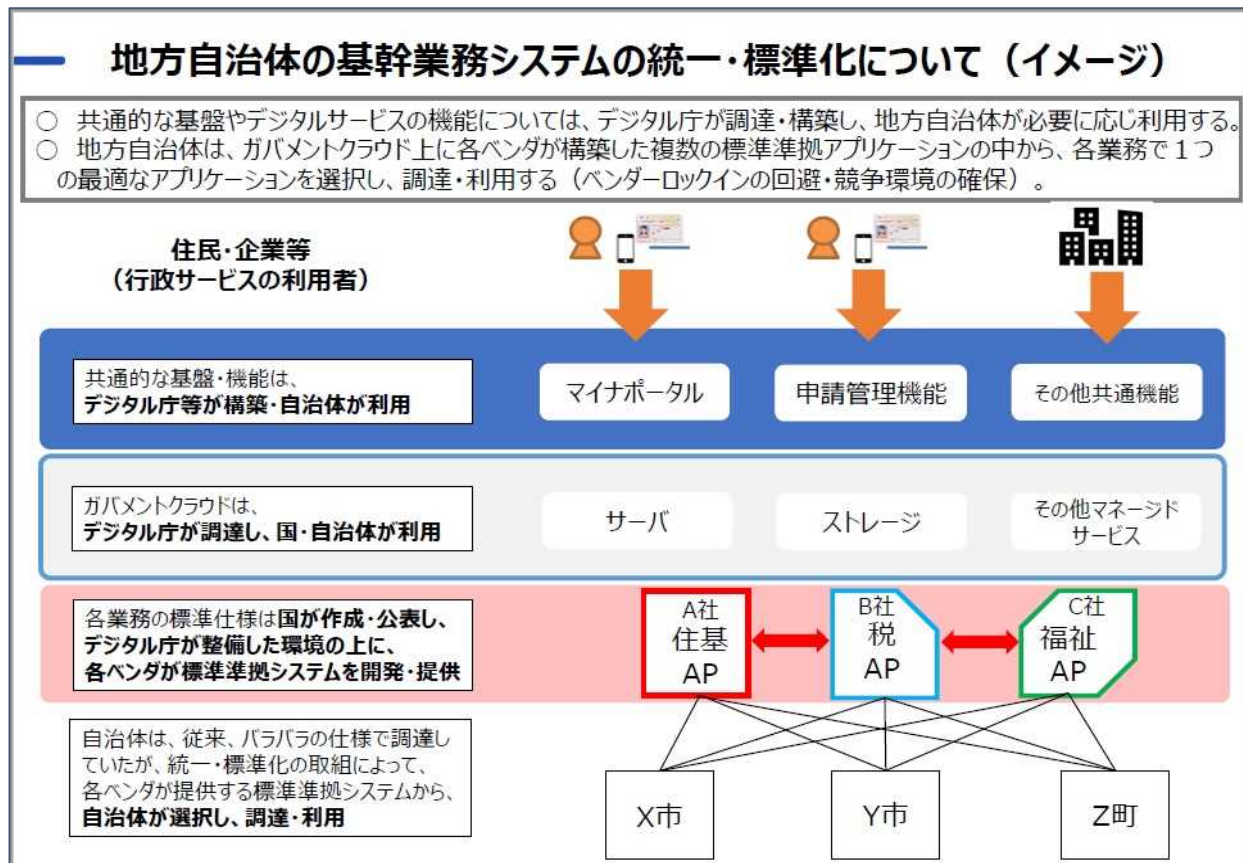
具体的には・・・

- ① 複数のアプリケーション開発事業者が標準化基準に適合して開発した基幹業務等のアプリケーションをガバメントクラウド上に構築し、地方公共団体がそれらの中から最適なアプリケーションを選択することが可能となるような環境の整備を図る。
- ② その結果、地方公共団体が基幹業務等のアプリケーションをオンラインで利用することにより、従来のようにサーバ等のハードウェアやOS・ミドルウェア・アプリケーション等のソフトウェアを自ら整備・管理することが不要となる環境の実現を目指す。
- ③ ガバメントクラウドが提供する共通的な基盤や機能を活用しながら、アプリケーションレベルにおいては複数の民間事業者による競争環境を確保して、ベンダーロックインによる弊害を回避する。
- ④ スタートアップや地方のベンダーも含め、各ベンダーにおいては、自らクラウド基盤を整備することなく自社が開発したアプリケーションが全国展開する可能性が広がることとなる。
- ⑤ 標準準拠システムは、データ要件・連携要件に関する標準化基準に適合することにより、当該データの公共サービスメッシュへの連携を迅速かつ円滑に行える拡張性を有することとなる。

ガバメントクラウド



第2 国の基幹業務システムの統一・標準化の考え方



第3 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

標準化対象事務の範囲

- 標準化対象事務は、標準化法の趣旨を踏まえ、標準化法第2条第1項に規定する「情報システムによる処理の内容が各地方公共団体において共通し、かつ、統一的な基準に適合する情報システムを利用して処理することが住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与する事務」であるかという観点から、選定する。
- 標準化対象事務の単位は、法令の規定の構造や、地方公共団体における業務フローやシステムの状況を踏まえて設定する。
 - ・地方公共団体以外の者が整備又は運用する主たる責任を有するシステム（以下「外部システム」）に係る事務については、標準化対象事務から除く。
 - ・地方公共団体が行っている独自施策のうち次に掲げるものについては標準化対象事務の中に位置付ける。
- ①標準準拠システムのパラメータの変更により実現可能であるものについては、標準機能又は標準オプション機能（地方公共団体情報システム標準化基本方針【第1.0版】の5.1.1.1で定める標準オプション機能をいう。以下同じ。）として、標準化対象事務の中に位置付ける。
- ②国の調査又は地方公共団体からの提案により、独自施策をパターン化した結果、標準的な機能として実現可能なもの（当該独自施策を実施している団体が極めて少数等により、費用対効果が極めて小さいものを除く。）については、標準オプション機能として、標準化対象事務の中に位置付ける。
 - ・標準化対象事務と標準化対象外事務（標準化対象事務の範囲に含まれない事務をいう。以下同じ。）について区別が明確になるように、標準仕様書においてツリー図を作成する。ツリー図は、業務全体の事務を俯瞰し、標準化対象外事務を可能な限り列挙する。
- 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令（令和4年政令第1号）及び地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令（令和4年デジタル庁令・総務省令第1号）について、標準化基準の検討過程を通じて、標準化対象事務を追加する必要がある場合には、標準化基準の更改を行う前に、当該標準化対象事務に係る法令又は事務を所管する府省の協力の下、総務省がデジタル庁とともに改正を行う。

第3 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

標準準拠システムの機能等に係る必要な最小限度の改変又は追加

●標準化法第8条第2項は、地方公共団体において、「標準化対象事務以外の事務を地方公共団体情報システムを利用して一体的に処理することが効率的であると認める」時は、「当該地方公共団体情報システムに係る互換性が確保される場合に限り、標準化基準に適合する当該地方公共団体情報システムの機能等について当該事務を処理するため必要な最小限度の改変又は追加を行うことができる」旨規定している。

●地方公共団体が行っている独自施策のうち、標準化対象外事務において、地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の目標等を踏まえると、標準準拠システムのカスタマイズについては、原則として不可であり、標準準拠システムとは別のシステムとして疎結合で構築することが望ましく、真にやむを得ない場合に限るものとする。

第4 狛江市における標準化の推進

狛江市は「標準化法」の趣旨を踏まえ、同法第2条第1項に規定されている「情報システムによる処理の内容が各地方公共団体において共通し、かつ、統一的な基準に適合する情報システムを利用して処理することが住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与する事務」として国が選定した以下の20業務について、国が定める標準仕様に準拠したシステムの導入を進め、ガバメントクラウドへ各基幹業務システムを移行する(別紙1「ロードマップ」参照)。

なお、移行時期には全国の自治体が一斉に標準化作業を行うことから、確実な移行を担保するため、基本的にはベンダを切替えず標準化基準に適合するパッケージにバージョンアップするBパターンを採用する。
 ※国民健康保険は、現行パッケージが標準化対応しないことから、別パッケージで対応する。

総務省	法務省	文部科学省	厚生労働省	子ども家庭庁
住民記録	戸籍	就学	障害者福祉	子ども・子育て支援
印鑑登録			介護保険	児童手当
固定資産税			国民健康保険	
個人住民税			国民年金	
法人住民税			後期高齢者医療	
軽自動車税			生活保護	
選挙人名簿管理			健康管理	
戸籍附票			児童扶養手当	

第4 狛江市における標準化の推進

各システムの標準仕様書・所管官庁(令和5年8月現在)は以下のとおり

- ・住民記録システム標準仕様書【第4.0版】 令和5年3月31日(総務省)
- ・印鑑登録システム標準仕様書【第3.0版】 令和5年3月31日(総務省)
- ・戸籍情報システム標準仕様書【第1.0版】 令和4年8月30日(法務省)
- ・戸籍附票システム標準仕様書【第2.0版】 令和5年3月31日(総務省)
- ・選挙人名簿システム標準仕様書【第1.2版】 令和5年3月31日(総務省)
- ・税務システム標準仕様書【第2.1版】 令和5年3月31日(総務省)
- ・就学事務システム(学齢簿編製等)標準仕様書【第2.1版】 令和5年3月(文部科学省)
- ・就学事務システム(就学援助)標準仕様書【第2.1版】 令和5年3月(文部科学省)
- ・健康管理システム標準仕様書【第1.1版】 令和5年3月(厚生労働省)
- ・児童扶養手当システム標準仕様書【第1.1版】 令和5年3月(厚生労働省)
- ・生活保護システム標準仕様書【第1.1版】 令和5年3月(厚生労働省)
- ・障害者福祉システム標準仕様書【第2.1版】 令和5年3月(厚生労働省)
- ・介護保険システム標準仕様書【第2.1版】 令和5年3月(厚生労働省)
- ・国民健康保険システム標準仕様書【第1.1版】 令和5年3月31日(厚生労働省)
- ・後期高齢支援システム標準仕様書【第1.1版】 令和5年3月(厚生労働省)
- ・国民年金システム標準仕様書【第1.1版】 令和5年3月(厚生労働省)
- ・児童手当システム標準仕様書【第1.1版】 令和5年3月31日(子ども家庭庁)
- ・子ども・子育てシステム標準仕様書【第1.1版】 令和5年3月31日(子ども家庭庁)

第4 狛江市における標準化の推進

収納・滞納管理の標準化基準への適合

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令」及び「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令」の規定により、個人住民税や法人住民税などの税目に係る収納滞納管理機能も標準化対象事務としています。

標準化法第8条の規定により、標準化対象事務を処理する情報システムは標準化基準に適合しなければならないとされていることから、収納滞納管理についても標準仕様書への準拠義務が生じることとなります。

第4 狛江市における標準化の推進

標準化対象事務の単位は、法令の規定の構造や、業務フローやシステムの状況を踏まえて国が設定したものを採用するものとします。

●地方公共団体以外の者が整備又は運用する主たる責任を有するシステムに係る事務については、標準化対象事務から除かれる。

●地方公共団体が行っている独自施策のうち次に掲げるものについては標準化対象事務の中に位置づけられている。

①標準準拠システムのパラメータの変更により実現可能であるものについては、標準機能又は標準オプション機能として、標準化対象事務の中に位置づけられている。

②独自施策をパターン化した結果、標準的な機能として実現可能なもの(当該独自施策を実施している団体が極めて少数等により、費用対効果が極めて小さいものを除く。)については、標準オプション機能として、標準化対象事務の中に位置づけられている。

●標準化対象事務と標準化対象外事務について区別が明確になるように、標準仕様書においてツリー図が作成されているのでそれを採用する。

第4 狛江市における標準化の推進

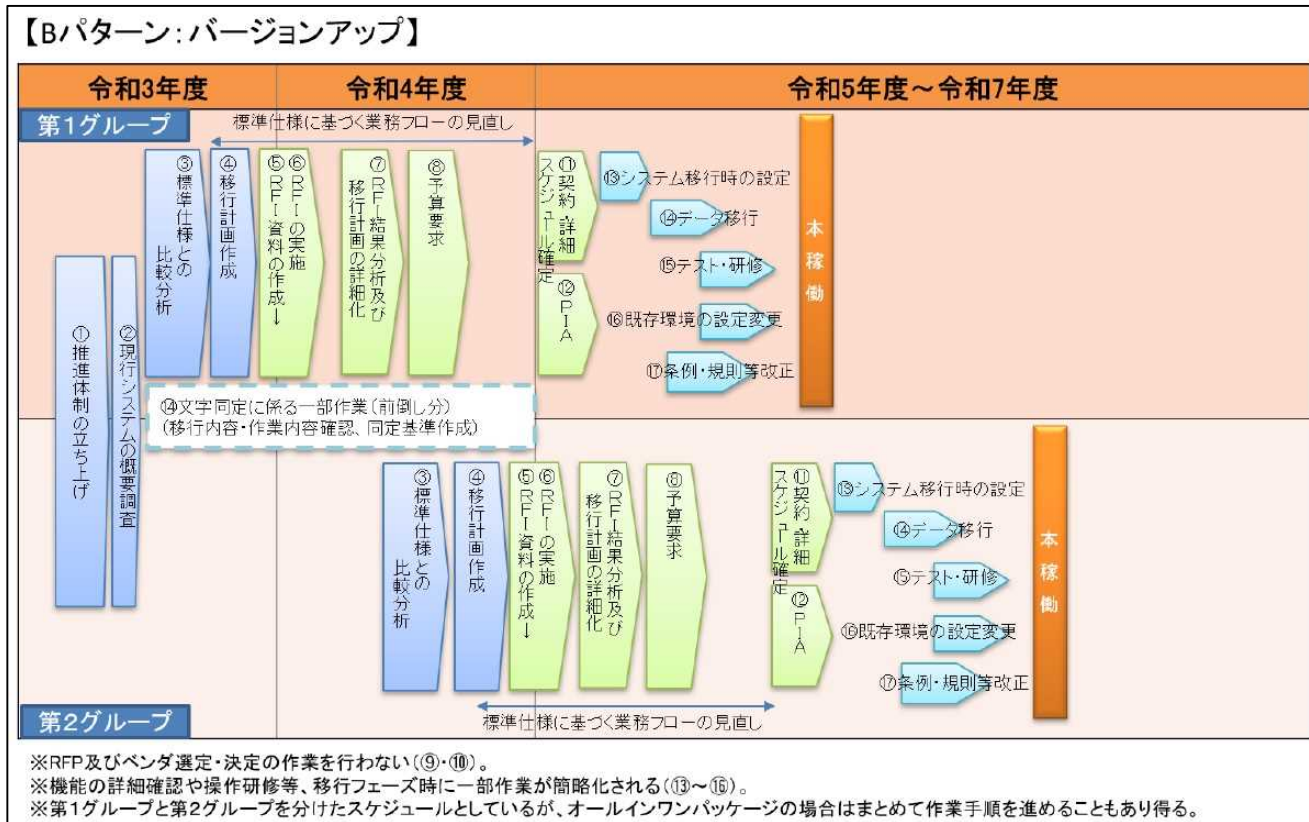
国の統一・標準化の趣旨を踏まえ、狛江市においても、標準準拠システムの機能等に係る改変又は追加は必要な最小限度とします。

●標準化法第8条第2項において、「標準化対象事務以外の事務を地方公共団体情報システムを利用して一体的に処理することが効率的であると認める」ときは、「当該地方公共団体情報システムに係る互換性が確保される場合に限り、標準化基準に適合する当該地方公共団体情報システムの機能等について当該事務を処理するため必要な最小限度の改変又は追加を行うことができる」旨規定している。

●狛江市が行っている独自施策のうち、標準化対象外事務については、国の統一・標準化の趣旨を踏まえ、標準準拠システムとは別のシステムとして疎結合で構築することが望ましく、標準準拠システムのカスタマイズについては、標準化法第8条第2項に規定のとおり、「必要な最小限度」とし、真にやむを得ない場合に限るものとする。

第4 狛江市における標準化の推進

「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書」における移行スケジュール



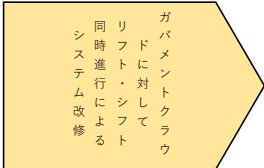
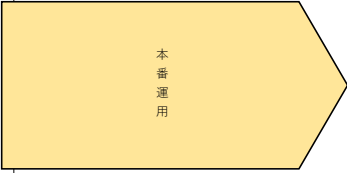
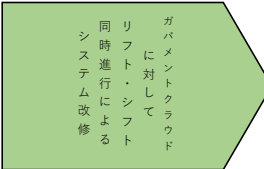



「第1グループ」は、住民記録、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、就学、介護保険及び障害者福祉
 ※正確には住民記録は第1グループではないが移行作業時期から第1グループとする

「第2グループ」は、選挙人名簿管理、国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療、生活保護、健康管理、児童手当、児童扶養手当、子ども・子育て支援

第4 狛江市における標準化の推進

実際の移行作業は非常にタイトなスケジュールでの実施となる

©Acrocityにおけるガバメントクラウド対応スケジュール			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
Acrocity 仕様公開	第1G  年度末	第2G  年度末	
Acrocity 改修		第1G (7月~12月) 	本番運用  第2G (7月~12月)  本番運用 

基幹システムの基本となる住民記録や税業務のシステムである「Acrocity」を例に考えた場合、担当ベンダが用意するシステムの詳細である仕様の公開が移行前年度の年度末となっています。

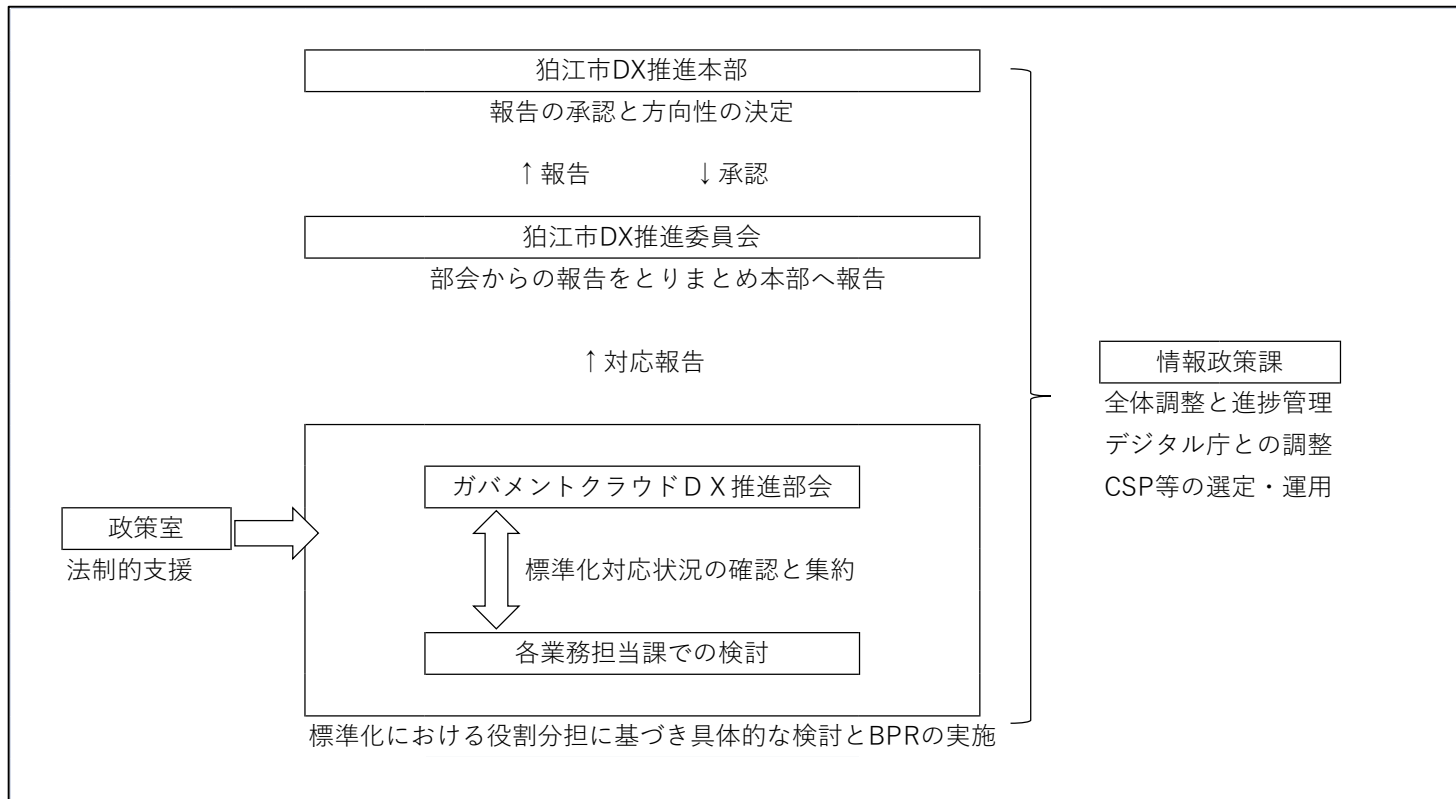
例えば、一部の税業務については1月にはシステムでの入力が必要となることから、当初賦課作業が終わった7月頃から改修作業を開始し、12月までには移行作業及び業務担当課によるテスト検証が終わっていなければなりません。

非常にタイトなスケジュールとなっています。

そのため、業務担当課においては、担当ベンダの仕様公開を待つことなく、標準仕様書と現行業務の比較検討を行うとともに、事前に検討結果や課題を担当ベンダと共有しておくことが重要となります。

第4 狛江市における標準化の推進

全庁における推進体制



第4 狛江市における標準化の推進

標準化事務における実務的な対応の役割と連携

狛江市の基幹業務システムの統一・標準化の取組における実務的な対応についての役割分担は、次のとおりとする。

●各業務担当課の役割

最も業務を理解しており、標準化法の趣旨を踏まえ、所管する事務が効率的かつ効果的に実施されるようにする観点から、ガバメントクラウドDX推進部会と連携し、各業務の標準仕様書と現行事務の比較分析、並びに標準準拠アプリの調達及び変更を行う。

また、標準化に伴い、BPRによる現行業務の見直しや先端技術の活用、市独自の業務の標準準拠アプリとの連携対応の可否について確認し、継続・廃止・変更等の検討を行う。予算化にあたっては国の補助金の対象となる場合があるため情報政策課と情報共有を行う。

●情報政策課の役割

庁内の情報システムの整備及び管理の基本的な方針の作成及び推進に関すること等を所掌する観点から、共通基盤(統合DB)部分の構築を行うとともに、各業務担当課を技術的に支援し、各標準化対象事務間で整合するよう調整を図りながら、本市全体における標準準拠アプリへの移行の推進及び管理を行う。

また、標準化における国の「デジタル基盤改革支援補助金」の申請やデジタル庁等との調整、ガバメントクラウドのCSP(Cloud Service Provider、以下、CSP と略す)の選定・調達・運用や付随する回線の選定・調達・運用、及びガバメントクラウドのセキュリティ対応を行う。

●政策室の役割

ガバメントクラウド移行に伴い、「特定個人情報保護評価」について重要な変更が発生する場合には、重要な変更を加える前に特定個人情報保護評価を再実施することとされていることから、必要に応じて「重点項目評価書」の「10 特定個人情報の保管場所」、「11 リスク対策」及び「全項目評価書」の「17 特定個人情報の保管場所」、「18 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」、「19 その他のリスク対策」について、各業務担当課及び情報政策課と連携して対応を行う。

第4 狛江市における標準化の推進

ガバメントクラウドについて

ガバメントクラウドとは政府情報システム等を運用するためのクラウド環境であり、選定されたCSPによってサービス機能やガバメントクラウドとして必要と考えられるセキュリティ対策やガバナンス機能が適用されるクラウド環境です。

ガバメントクラウドでは選定するCSP が提供するクラウドサービスのメリットを最大限享受できるよう、必要最小限のガバナンス及びセキュリティ設定の適用を除き、原則として独自に共通的な機能・サービスを実装し提供することは行わず、可能な限りクラウドサービスをネイティブに利用できる方針となっています。

独自にクラウドを調達する場合と同様、利用機関のポリシーや利用システムの要件を踏まえ、利用システムの責任においてシステム稼働環境の構築や運用を行う必要があります。

第4 狛江市における標準化の推進

ガバメントクラウドのクラウドサービス事業者について(情報政策課による検討)

狛江市において基幹系業務の多くを占める「Acrocity」がAWSでのリフトを想定していること、また、接続回線は基本的には各CSPに1系統必要であり、マルチASPとなった場合にASPごとに回線を用意することから、狛江市においてはガバメントクラウドのクラウドサービス事業者としてAmazon Web Services(以下「AWS」)を採用することを想定しています。

「Acrocity」以外の基幹システムや関連システムについても、可能な限りAWSで構築することを想定しています。

ガバメントクラウドのクラウドサービス事業者(令和4年度)

- ・Amazon Web Services(アマゾン ウェブ サービス)
- ・Google Cloud(グーグル クラウド)
- ・Microsoft Azure(マイクロソフト アジュール)
- ・Oracle Cloud Infrastructure(オラクル クラウド インフラストラクチャー)

第4 狛江市における標準化の推進

単独利用方式と共同利用方式について

ガバメントクラウドの利用方式には、「単独利用方式」と「共同利用方式」がありますが、「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【1.0版】では以下の理由により、「共同利用方式」を推奨しています。狛江市では、ガバメントクラウドの運用の他、セキュリティとコストのバランスを考慮し、「共同利用方式」を採用します。

第1に、ガバメントクラウド共同利用方式においては、契約関係上はガバメントクラウド個別領域利用権限をデジタル庁が地方公共団体に付与し、地方公共団体が保有するが、地方公共団体がガバメントクラウド個別領域のクラウドサービス等の運用管理を個別に行わないことを前提として、手続き上は地方公共団体を介さず、デジタル庁が直接、ガバメントクラウド運用管理補助者においてガバメントクラウド個別領域利用権限を行使できるよう措置することとし、関係者間での手続きを簡素化する。

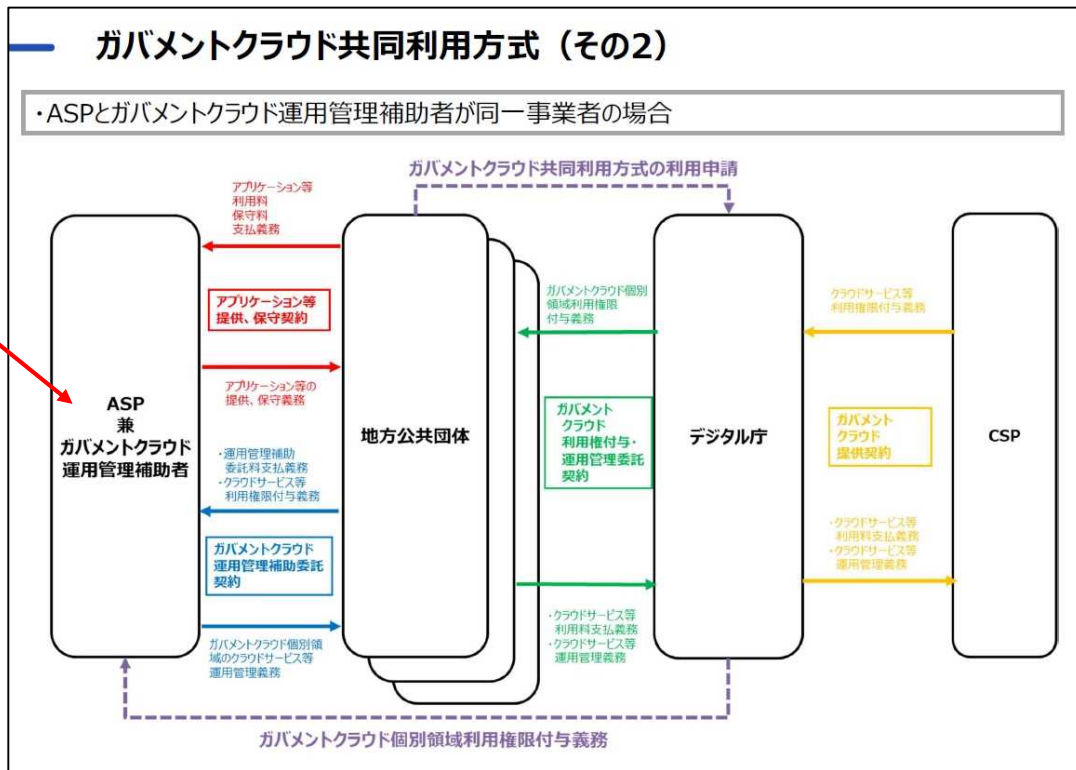
第2に、ガバメントクラウド共同利用方式を採用した場合、地方公共団体がASP(地方公共団体が標準準拠システム等を利用するために、業務アプリケーション等の構築、提供、運用保守等の提供を受ける一切の事業者(ガバメントクラウド運用管理補助者を除く。)をいう。以下同じ。)から提供を受けるアプリケーションを選択し、当該アプリケーションの利用に必要なクラウドサービス等の運用管理をガバメントクラウド運用管理補助者に委ねることで、地方公共団体は既製品のシステムを利用するのに類似した利用形態を採用することが可能となり、運用管理の負担を軽減できることが期待される。

第3に、ガバメントクラウド共同利用方式においては、ガバメントクラウド運用管理補助者があらかじめ運用管理の方法等を提案してそれを複数の地方公共団体が選択することで、複数の地方公共団体のガバメントクラウド個別領域のクラウドサービス等の運用管理を効率的にまとめて行うことが可能となる。

第4 狛江市における標準化の推進

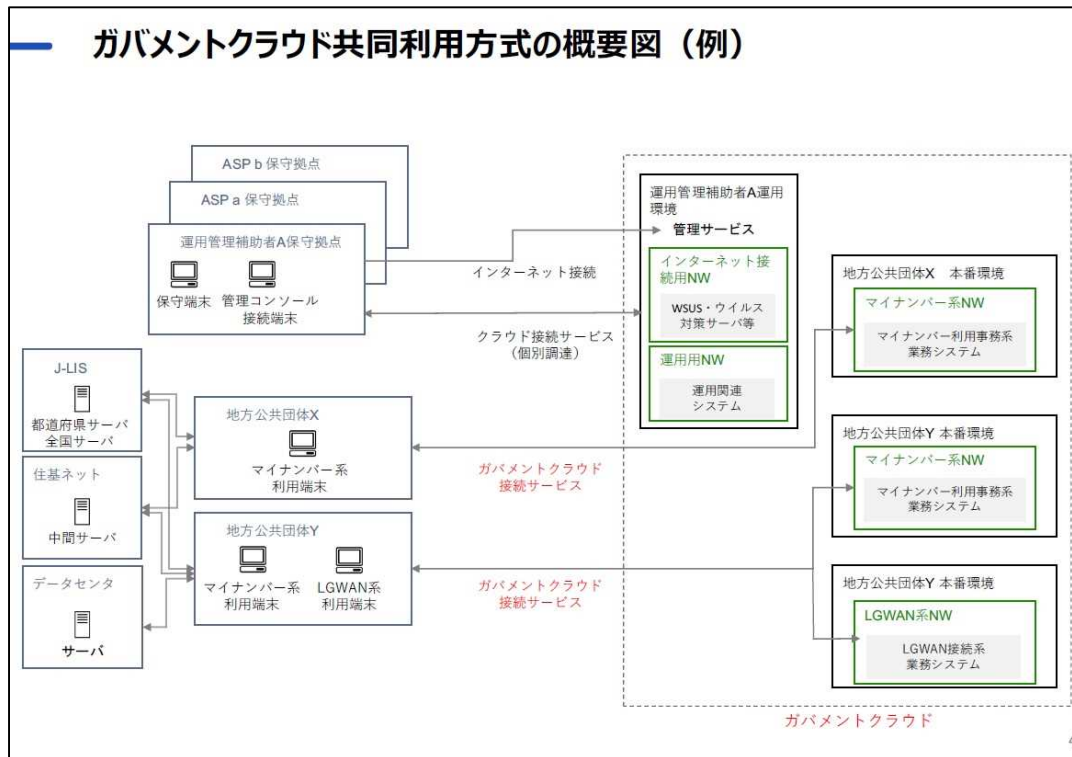
想定される共同利用方式のイメージ

ガバメントクラウド運用管理補助者とアプリケーションの提供をするASPが同一の事業者となる共同利用方式をイメージしています。



第4 狛江市における標準化の推進

共同利用方式のイメージ

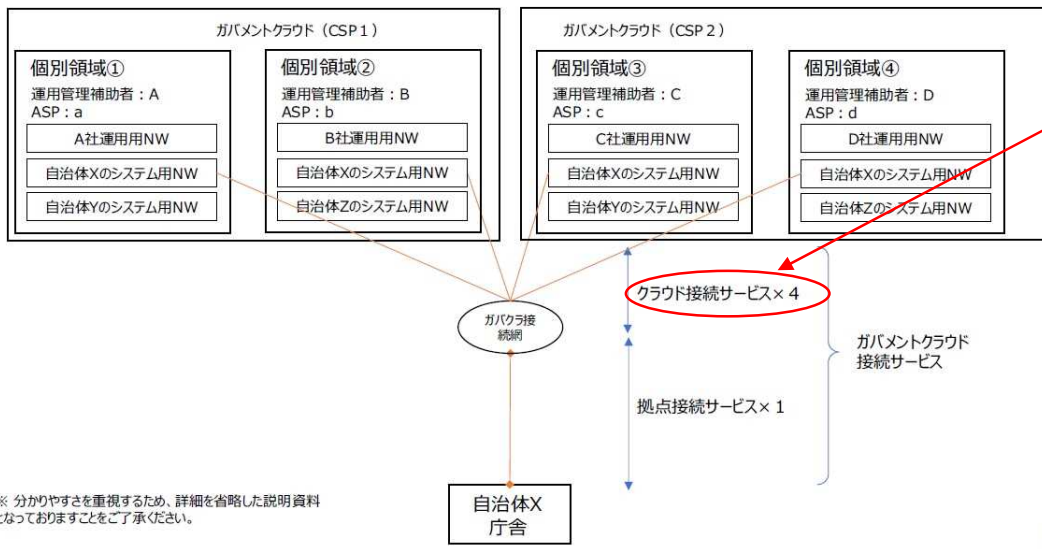


第4 狛江市における標準化の推進

共同利用方式における回線の接続イメージ

共同利用方式において、自治体Xが同一CSP及び異なるCSP上でマルチASPベンダーのシステムを利用する際の接続パターン例 1

・接続網内からガバメントクラウド内の各個別領域のシステムへそれぞれ接続



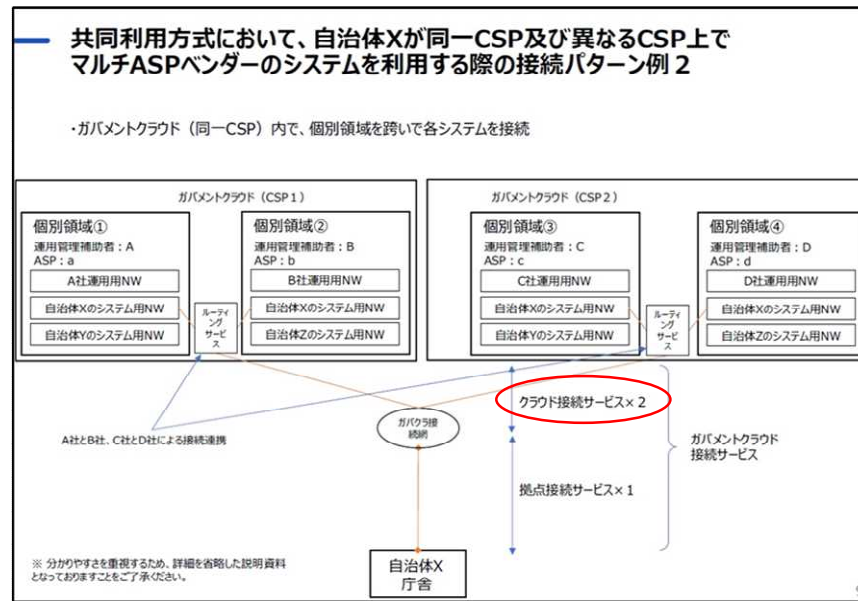
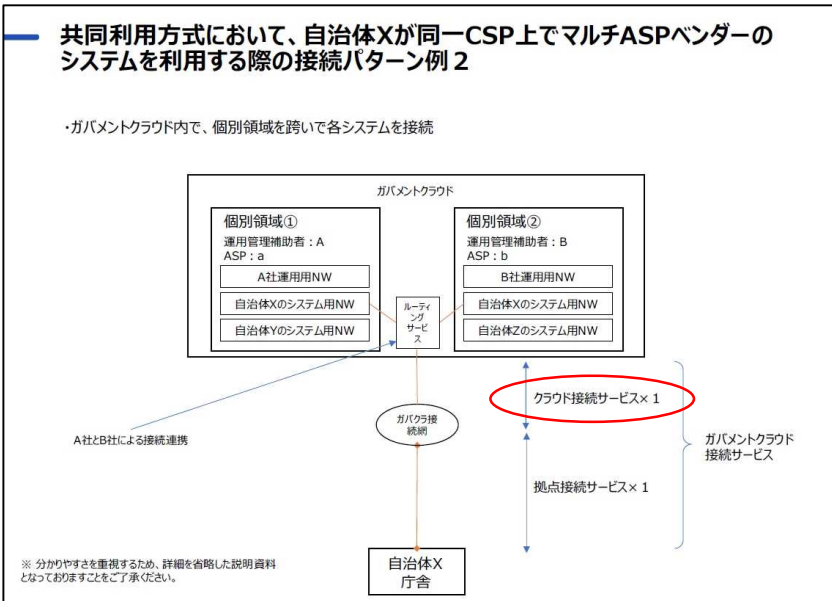
基本的にASPが複数存在するマルチASPベンダの環境については、ASPごとに回線が必要となります。

同一CSP上に複数のASPが存在する場合には、各ASPで連携が可能であれば接続をひとつにまとめることができますが、CSPが異なる場合には、CSPごとに最低でも1系統の回線が必要となります。

図の様に、4つのASPを接続連携することなしに利用する場合、回線は4系統必要となります。

第4 狛江市における標準化の推進

狛江市における共同利用方式における回線の接続イメージ



ガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】(案)説明資料

左の図のように、ガバメントクラウド環境が同じクラウドサービス事業者で、ASPが複数ある場合でも各ASPで連携できれば、ガバクラ接続網から各ASPに接続するクラウド接続サービスを1系統にまとめることができます。また、右の図のように、ガバメントクラウド環境が別のクラウドサービス事業者の場合で、ASPが複数ある場合でも各ASPで連携できれば、ガバクラ接続網から各ASPに接続するクラウド接続サービスを1系統にまとめることができます。図では本来4系統必要であったものがCSPごとASPがまとまるため、2系統で構築できています。**狛江市においては可能な限り、AWSに集約し、連携することを想定しています。**

第4 狛江市における標準化の推進

業務担当課でやらなければならないこと

①標準仕様書と現行システムの比較検証

すでにガバメントクラウドDX推進部会の部会員により標準仕様書と現行業務との検証が開始されていますが、実際に担当ベンダが提供する標準準拠アプリの仕様がこの段階で示されておらず、検証が先に進まないという課題があります。

第1グループの標準準拠アプリの仕様が示される予定の令和5年度末から、実際に令和6年度中に**標準化及びガバメントクラウドへ移行する期間は非常に短いため、タイトなスケジュールとなります。**そのため、現段階で標準仕様書と現行業務の差異をまとめ、どの様に対応が可能か事前検討し、標準準拠アプリの仕様が示された後にスムーズに移行できるよう事前準備が重要となります。

第2グループも同様のスケジュール感となります。

②システムの調達

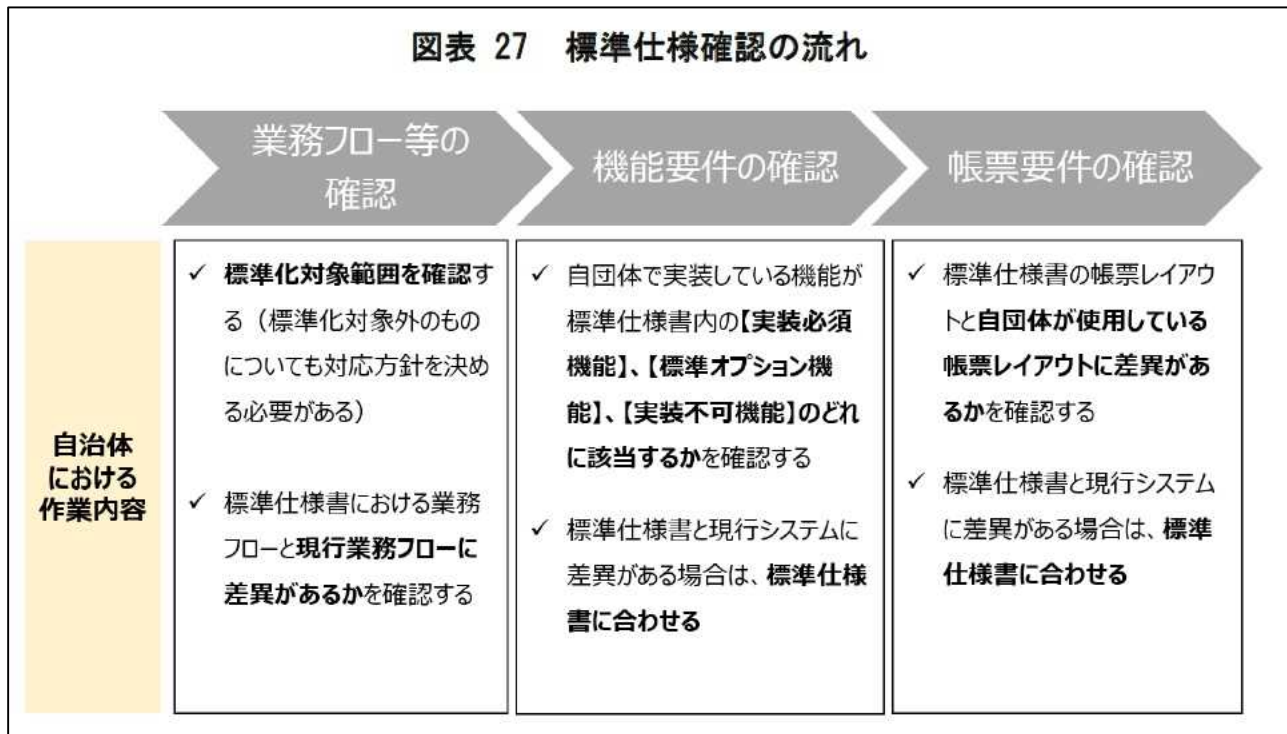
標準仕様書と現行業務との比較検証の中で、BPRを行うことで、標準準拠アプリでやれること、やれないことが明確になります。やれない部分について、やめる判断をするのか、運用を見直して対応できるのか、関連システムを構築した場合に疎結合での連携等が可能なのかといった内容をまとめ、担当ベンダと調整しながら標準準拠アプリ及び関連システムの調達をすることとなります。また、ガバメントクラウドについては、基幹系業務の多くを占めるAcrocityがAWSでのリフトを想定していることから、**可能な限りAWSへのリフトでの調達**をすることとなります。

予算化する際に、年度を跨いだ契約が必要となる場合は債務負担行為での予算化も検討が必要となります。

第4 狛江市における標準化の推進

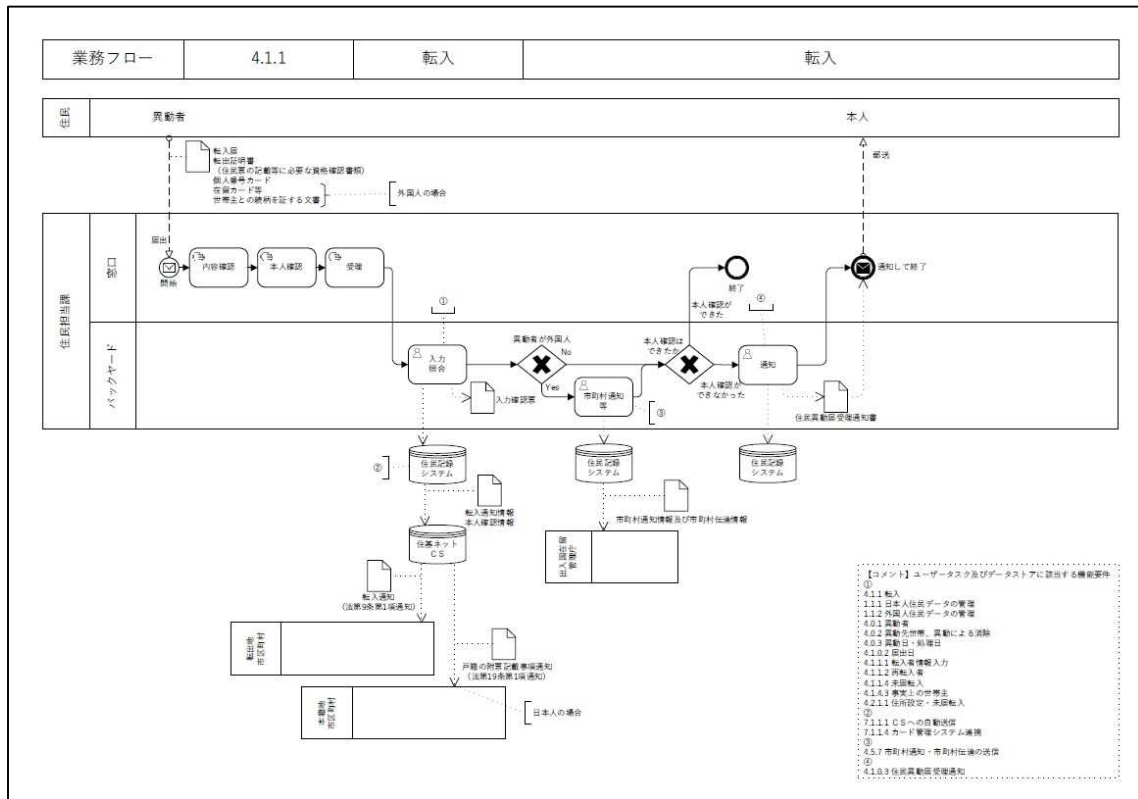
①業務担当課で行う標準仕様書と現行システムの比較検証

図表 27 標準仕様確認の流れ



第4 狛江市における標準化の推進

標準仕様書における業務フロー図について

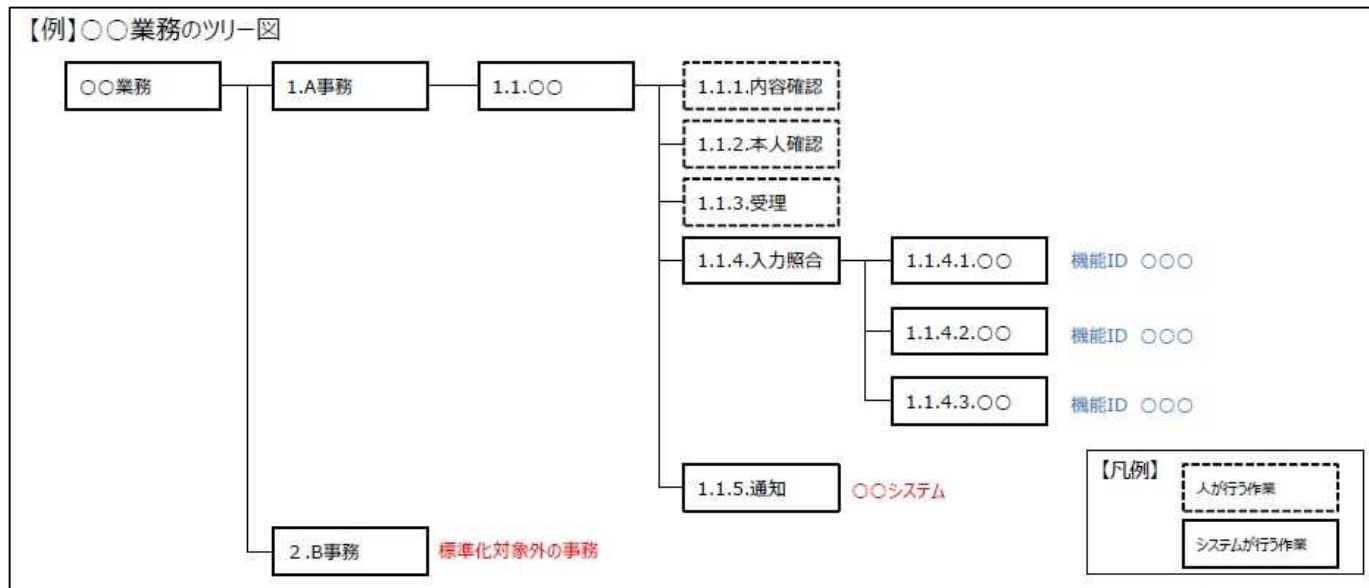


標準仕様書における業務フロー図は国による標準化の検討の中で、現状の業務がどの様になされているかを視覚化したものとなります。

標準的な業務の流れを改めて理解するとともに、現在市で行っている事務のやり方と比較することで、無駄な運用が無いかが、改善すべき点はないかといったBPRにつなげ、事務の効率化を図るものとなります。

第4 狛江市における標準化の推進

標準仕様書におけるツリー図について



標準仕様書ではツリー図が作成されています。

標準化対象事務については、機能IDを振ることで、標準化対象事務であることを明確化し、標準化対象外事務については、外部システムにおいて提供している事務や作業は当該システム名を記載し、そうでない場合は、「標準化対象外の事務」と明記することで、標準化対象と標準化対象事務について区別が明確になるようにします。

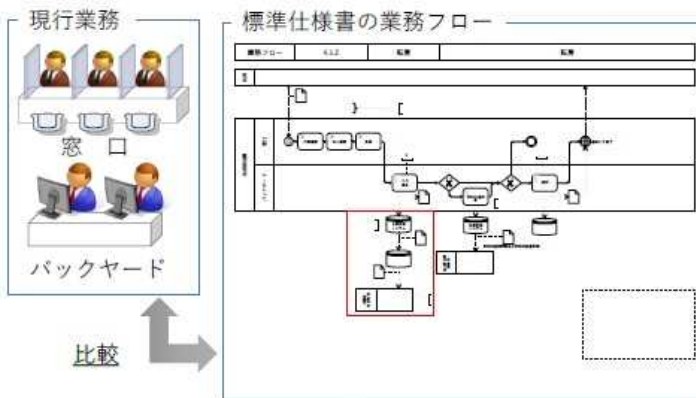
第4 狛江市における標準化の推進

担当業務課による標準化対象範囲の確認・業務全体の流れの確認

標準化対象範囲の確認・業務全体の流れの確認

Q. 転居の一連の事務作業で、標準化対象範囲に入っていない業務はないか、標準化対象業務であれば、標準仕様書の業務フローと差異はないか

→標準仕様書の業務フローと現行業務の事務作業で差異がないか比較し、差異（課題）を抽出



課題の抽出(例)

管内本籍人の住所異動時においても、住所情報は、CSを介して戸籍附票システムと連携する必要がある。

国は、標準化対象事務を20業務としていますが、必ずしも標準化対象事務と標準準拠アプリが1対1になるとは限りません。また、部分的にその他のツールや手作業などで業務を実施している場合もあるかと思えます。そのため、標準仕様書と現在行っている業務の遂行方法を比較し、標準化対象の範囲を明確化することが重要です。

標準仕様書で示されているの業務フロー全体を確認し、標準化の対象範囲を以下の観点で確認します。

- ☑業務フローと比較して、現行の業務に過不足はないか。
- ☑業務フローと比較して、システムで対応する作業に差異はないか。

標準化対象業務については、示された業務フローごとに現行の業務の運用やシステム等について比較をし、差異を課題として抽出してまとめます。

標準化対象外業務については、どのような形で対応が可能なのかを確認します。

第4 狛江市における標準化の推進

標準仕様書における帳票レイアウト

○ 転出証明書のレイアウト

転出証明書

届出日	転出予定年月日		
転出者住所			
転出者住所			
転出者の世帯主			

1	氏名	個人番号	
	旧氏	住民票コード	
	本籍	生年月日	
	***	性別	続柄
	***	確認者	
2	氏名	個人番号	
	旧氏	住民票コード	
	本籍	生年月日	
	***	性別	続柄
	***	確認者	
3	氏名	個人番号	
	旧氏	住民票コード	
	本籍	生年月日	
	***	性別	続柄
	***	確認者	
4	氏名	個人番号	
	旧氏	住民票コード	
	本籍	生年月日	
	***	性別	続柄
	***	確認者	

該当	国民健康保険 資格	国民年金		児童手当	介護保険	後期高齢者 医療保険
		基礎年金番号	種別			
1						
2						
3						
4						

各業務の標準仕様書に基づき、標準準拠アプリがベンダにより開発されることとなりますが、帳票についても標準仕様書において「帳票レイアウト」として定められています。

そのため、現在の帳票と比較しながら、「帳票レイアウト」や「帳票要件」等の内容を確認し、狛江市における外部・内部帳票の考え方と運用等の整理・検討をしなければなりません。

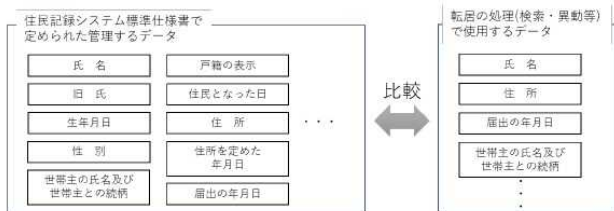
帳票についても差異を課題として抽出してまとめます。

第4 狛江市における標準化の推進

担当業務課による業務フロー内の各作業の確認(機能:管理項目・処理)

業務フロー内の各作業の確認 (機能:管理項目・処理)

- Q. 処理後に出力する可能性がある住民票の記載事項等に変更はないか
→標準仕様書の住民データの中に、使用しているデータがあるか確認



- Q. 転居を現行事務と同様に処理できる機能が定義されているか
→標準仕様書から機能要件を抽出し、今後の事務に支障がないか確認

標準仕様書で示されている機能要件

4.1.0.1 届出に基づく住民票の記載等 【実装すべき機能】 届出に基づく住民票の記載等として、転入(4.1.1参照)、転居(4.1.2参照)、転出(4.1.3参照)及び世帯変更等(4.1.4参照)の処理が行われること。 また、転入に関する異動事由は1.5.3.2で規定する「国内転入」(国内転入等)から、転居に関する異動事由は1.5.3.2で規定する「国内転出」(国内転出等)から、世帯変更等に関する異動事由は1.5.3.2で規定する「世帯分離」、「世帯合併」、「世帯変更」及び「世帯変更等」から選択すること。 なお、転入届と出生届が同時に提出された場合は、異動事由を転入届に基づき国内転入又は国外転入等とすること。 届出届出においては、区間異動(区間転入)の処理が行われること。	4.1.2.1 同一住所への転居 (P.167、P.168)【確認・承認を要する】 【実装すべき機能】 同一住所(世帯)の別領域の家屋へ移動した場合について、転居として処理できること。 【実装しない機能】 同一住所(世帯)の別領域の家屋へ移動した場合について、自動で届出届に「同一住所への転居」を記載できること。
--	--

出典：「住民記録システム標準仕様書【第1.0版】(本体)」(総務省)
【4.1.0.1 届出に基づく住民票の記載等】(P.167)
【4.1.2.1 同一住所への転居】(P.172,173)より抜粋

課題の抽出(例)

同一住所の別領域の家屋へ移動した場合の備考への自動記載機能を除外する必要がある。

自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書【2.0版】

標準仕様書の業務フロー図と業務全体の流れを確認した後は、業務フロー内の各作業に係る標準仕様書の機能要件、帳票要件等を分析し、現行業務への影響を確認します。

標準準拠アプリの機能要件は、必ず実装しなければならない「実装必須機能」や、必ずしも実装しなくてもよく、実装するかはベンダの判断となっている「標準オプション機能」、実装することができず、標準準拠アプリと疎結合で構築することもできない「実装不可機能」があります。

業務フローと差異があった場合、差異については標準仕様書の機能要件を確認し、「標準オプション機能」で対応可能な場合、その機能を標準準拠アプリで提供しているかを開発ベンダに確認することが必要になります。提供していない場合、どの様に対応するか検討が必要です。

また、「実装不可機能」である場合は、運用の見直しを行い、標準仕様書に業務を合わせなければなりません。

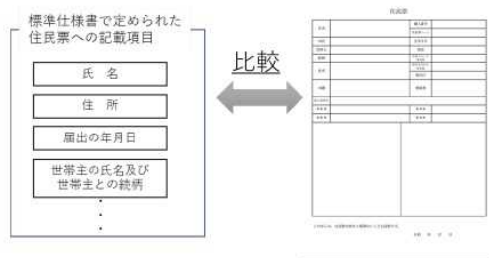
事業の継続ができないという場合も想定されますので、業務フローの確認とともにBPRの観点から、運用を見直すことで対応する形となりますが、事業の継続・廃止における政策的な判断が必要となる場合があります。

第4 狛江市における標準化の推進

担当業務課による業務フロー内の各作業の確認(帳票:外部・内部帳票)

業務フロー内の各作業の確認(帳票:外部・内部帳票)

- Q. 処理後に出力する可能性がある住民票の記載事項等に変更はないか
→標準仕様書で定義されている様式・要件が現行帳票と異なるか確認



- Q. 処理結果等を内部帳票として、出力できるデータ項目・形式等に変更はないか
→現行の処理で内部帳票として、標準仕様書で出力することが可能か確認

自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書【2.0版】

業務フロー内の各帳票を確認します。
住民票や納税通知書の様な外部帳票の様式や出力項目を現行のシステムから出力されている帳票と比較して、標準仕様書の帳票の様式との差異を課題として抽出しまとめます。

差異が生じた場合については、「標準オプション機能」で対応が可能となるのか、それとも仕様書の帳票に現行の帳票を合わせる「実装不可機能」であるか、標準仕様書の帳票要件を確認して対応しなければなりません。

また、統計情報や処理等の確認のための内部帳票についても同様の対応が必要です。

第4 狛江市における標準化の推進

情報政策課と連携した担当業務課による各業務の共通機能の確認

狛江市では、「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書【2.0版】」で定められている以下の6の機能分類の一部を、既に業務共通システムとして実装しているため、これらを活用しつつ、標準仕様に準拠できるよう情報政策課を中心に業務担当課と連携しながら追加又は改修を行います。

- ①申請管理機能
- ②庁内データ連携機能
- ③住登外者宛名番号管理機能
- ④団体内統合宛名機能
- ⑤EUC機能
- ⑥統合収納管理機能・統合滞納管理機能)

業務担当課としては、確認した業務フローの他、統計データの抽出のために必要な機能や、データ取込・出力機能などの各業務において共通した機能も確認する必要があります。

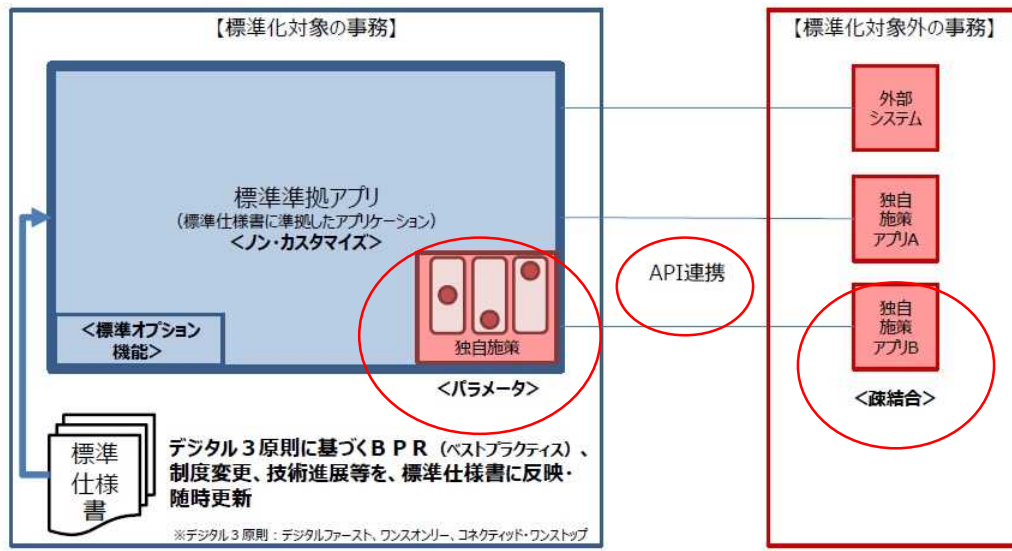
データの取込・出力については、取込・出力するデータ形式やデータの種類の齟齬がないか、その他の機能については、現在使用しているシステムの機能が含まれているか、標準仕様書の機能・帳票要件から確認し、標準仕様書と差異があった場合は課題としてまとめ、どの様に対応が可能か検討が必要になります。

第4 狛江市における標準化の推進

「標準準拠アプリ」と「標準準拠」アプリ以外のアプリについて

「標準準拠アプリ」と「標準準拠アプリ以外のアプリ」について

- 統一・標準化の目標等を踏まえると、「標準準拠アプリ」のカスタマイズは、原則として不可（**ノン・カスタマイズ**）であり、標準仕様書は、**デジタル3原則に基づくBPR等のベストプラクティスを反映・随時更新**することで品質の向上を図る。標準化対象事務についての地方公共団体の規模の違い等による事務処理の違いは、標準オプション機能で対応する。
- 「標準準拠アプリ以外のアプリ」は、標準準拠アプリと情報連携する場合には、標準準拠アプリをカスタマイズしないよう、原則、**標準準拠アプリとは別のシステムとして疎結合する形（API連携）**で構築する。



標準仕様書を基に標準準拠アプリが構築されますが、市の独自施策が標準仕様書上のパラメータで対応が可能なものは標準準拠アプリに搭載可能な場合があります。

基本的には標準化対象外の事務について、標準準拠アプリと連携が必要な場合は、**標準準拠アプリとは別のシステムとして疎結合でAPIによる連携**で対応することとなります。

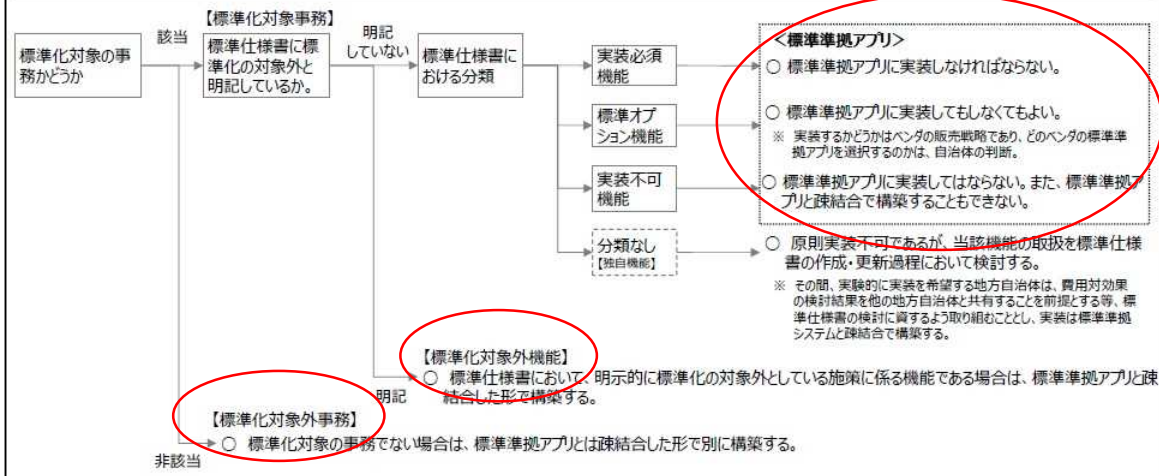
第4 狛江市における標準化の推進

「標準準拠アプリ以外のアプリ」の実装について

「標準準拠アプリ以外のアプリ」の種類と実装の方式

○ 「標準準拠アプリ以外のアプリ」には、次の3種類の事務や機能を実現するものがあり、標準準拠アプリと情報連携する場合には、**原則、標準準拠アプリとは別のシステムとして疎結合する形（API連携）で構築する。**

- (1) 「標準化対象外事務」：標準化対象事務の範囲に含まれない事務をいう。独自施策や、外部システムが対象とする事務がある。
- (2) 「標準化対象外機能」：標準仕様書において、明示的に標準化の対象外としている施策に係る機能をいう。
- (3) 「独自機能」：標準化対象事務において、標準化の対象外と明記されていないが、標準仕様書に位置づけられていない機能（実装必須機能、標準オプション機能、実装不可機能のいずれにも位置付けられていない機能）をいう。独自機能については、原則実装不可であるが、当該機能の取扱いを標準仕様書の作成・更新過程において検討する。その間、実験的に実装を希望する地方自治体は、費用対効果の検討結果を他の地方自治体と共有することを前提とする等、標準仕様書の検討に資するよう取り組むこととし、実装は標準準拠システムと疎結合で構築する。



「標準準拠アプリ以外のアプリ」については、「標準化対象外事務」、「標準化対象外機能」、「独自機能」があり、原則として標準準拠アプリとは別のシステムとして疎結合し、APIで連携するように構築が必要になります。

標準仕様書との現行の業務での差異は、BPRによって業務を標準仕様書に合わせる形が基本となりますが、どの様な形で対応ができるかベンダを交えた検討が必要になります。

第4 狛江市における標準化の推進

「標準準拠アプリ」と「標準準拠以外のアプリ」が同一のパッケージの場合

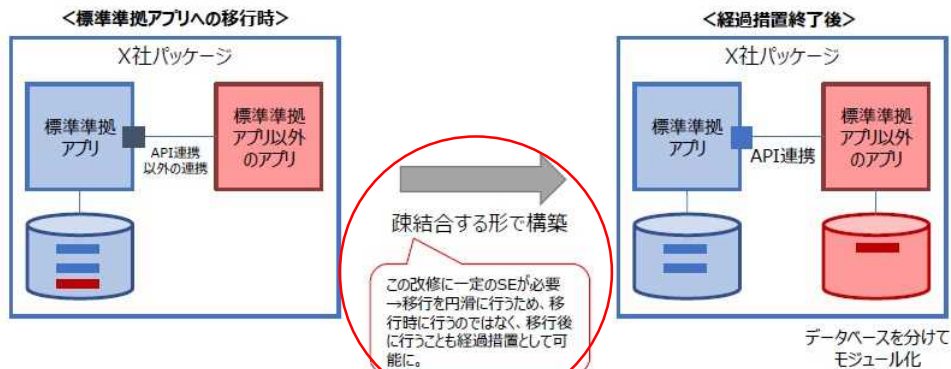
「標準準拠アプリ以外のアプリ」と「標準準拠アプリ」との関係

経過措置

○ 「標準準拠アプリ」と「標準準拠アプリ以外のアプリ」を同一のパッケージとして事業者が提供している場合には、その最も適切な在り方を事業者と地方自治体で協議していくことを前提に、当分の間、経過措置として、パッケージの提供事業者の責任において「標準準拠アプリ」と「標準準拠アプリ以外のアプリ」との間の連携等を行うことを可能とする。

【留意点】

- (1) 経過措置の場合、パッケージを提供するベンダと、当該パッケージを利用する地方自治体の間で、「標準準拠アプリ以外のアプリ」の取扱（※）について取り決めしておくことが望ましい
※ 当該「標準準拠アプリ以外のアプリ」を、今後、疎結合でAPI連携する形に改修するか、新たに作り直すのか。当該「標準準拠アプリ以外のアプリ」のデータ項目の移行をどのように担保するか。等
- (2) パッケージ化されていない「標準準拠アプリ以外のアプリ」（個別の自治体専用でスクラッチで開発した標準準拠アプリ以外のアプリ）については、標準準拠システムと疎結合の形に改修を行う必要がある。



現行システムにおいて、今回標準化の対象となった業務と対象となっていない業務がひとつのシステムに混在している場合、今回の標準化による改修において、基本的に「標準準拠アプリ」と「標準準拠アプリ以外のアプリ」として分かれることとなりますが、その取扱いについてベンダへの確認と調整が必要となります。

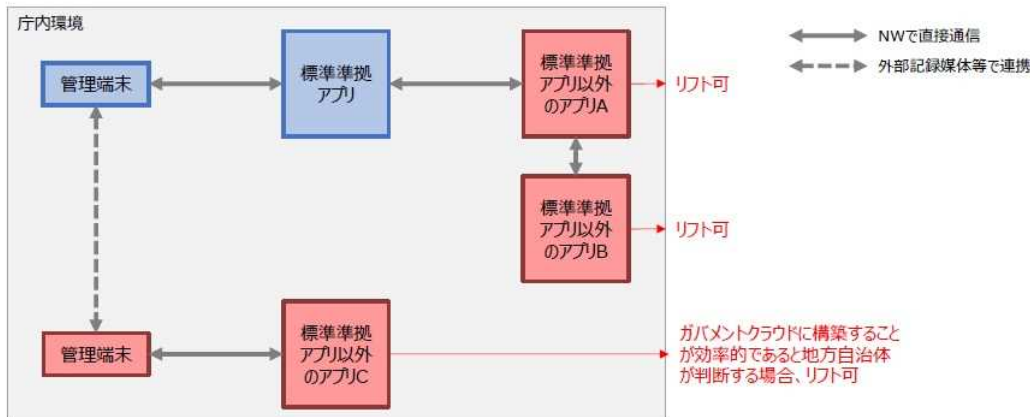
同一パッケージとして提供される場合、市とベンダが最も適切な在り方を協議し、経過措置としてアプリ間の連携が可能となりますが、将来的に改めて疎結合でAPI連携するように改修が必要となることから、どのような形で移行をするのか検討が必要となります。

第4 狛江市における標準化の推進

「標準準拠以外のアプリ」とガバメントクラウドについて

「標準準拠アプリ以外のアプリ」とガバメントクラウドとの関係

- 「標準準拠アプリ以外のアプリ」のうち、以下のいずれかに該当する「関連システム」は、ガバメントクラウドにリフトすることができる（ガバメントクラウドにリフトしなくてもよい）。
 - ・標準準拠システムと業務データのAPI連携等を行うシステム
 - ・標準準拠システムと同じくガバメントクラウドに構築することが効率的であると地方自治体が判断するシステム



「標準準拠アプリ以外のアプリ」について、「標準準拠アプリ」と業務データをAPI連携等で行う関連のシステムや、同一環境であるガバメントクラウドに構築することが効率的であると狛江市として判断した「関連システム」は、ガバメントクラウド上にリフトすることが可能とされています。

連携データについては、住民記録や税業務等がデータの送り手側となり、その他の業務システムは受け手側となることが多く、現状では連携については共通基盤の統合DBを利用しており、システム間の直接のデータ連携は少ない状況です。

標準準拠アプリ間はガバメントクラウド内で標準仕様書に沿ってデータ連携をすることとなりますが、市内に残るシステムとのデータ連携については標準仕様書のデータレイアウトに準拠した共通基盤の統合DBを利用することを想定していますので、その際は情報政策課に相談してください。

第4 狛江市における標準化の推進

②担当業務課による予算化とシステムの調達

標準仕様書等を確認し、まとめた課題については、以下のような対応が必要となります。対応を検討した結果が市としての業務システムの考え方(要件定義)となりますので、この考え方を基にベンダに見積もりを依頼し、予算化します。

予算化の際には国の補助金の対象となる場合があることから情報政策課と情報を共有することが重要です。

また、改修時期によっては単年度で対応ができない場合がありますので、債務負担行為等の必要性も念頭に置いて予算化してください。

- ☑「実装必須機能」が問題なく網羅されているかを担当ベンダに確認
- ☑市の業務でカスタマイズが必要になった場合、「標準オプション」で対応が可能かを担当ベンダに確認
- ☑市の業務で、標準化対象外事務、標準化対象外機能となった場合に、標準準拠アプリ以外のアプリとして疎結合の連携が可能か担当ベンダに確認
- ☑市の業務で、実装不可機能が必要となった場合に、疎結合での連携も不可とされているため、業務を標準仕様書に合わせると業務が実施できなくなることから、どうしても業務の継続が必要な場合、どの様な対応ができるかを担当ベンダに確認